



報道関係者 各位

令和4年5月30日（月）

【照会先】

愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課

課長 室谷 泰史

課長補佐 中村 和樹

（代表電話）052（219）5503

内線 550 551

令和4年度 労働保険年度更新の申告納付は 6月1日（水）から7月11日（月）です！

事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の申告納付をする「年度更新」の手続きが必要です。令和4年度の申告納付期間は6月1日（水）から7月11日（月）までとなっています。この労働保険の保険料は、労災保険及び雇用保険の各種保険給付に使われるだけでなく、企業負担分の雇用保険料は、雇用を維持するための雇用調整助成金などに運用されています。

今年度は雇用保険料率が令和4年4月1日に改正されたことに伴い、その取り扱いが一部変更となっています。令和4年度における雇用保険の概算保険料は、令和4年4月1日～令和4年9月30日（上半期）と令和4年10月1日～令和5年3月31日（下半期）をそれぞれ計算し、それらの合計額を申告納付していただくことになります。

なお、労災保険料及び一般拠出金の計算については、昨年度と変更ありません。

愛知労働局では、申告書作成に活用できる計算支援ツールをホームページに公開していますので、ご活用ください。

【雇用保険料率変更に伴う月々の負担額イメージ（一般の事業）】

	令和4年4月1日～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和5年3月31日
労働者負担分 （失業等給付・育児休業給付）	3 / 1000	5 / 1000
事業主負担分（失業等給付・育児休業給付・雇用保険二事業）	6.5 / 1000	8.5 / 1000
合計	9.5 / 1000	13.5 / 1000

※ 月の賃金額が30万円（控除前）である場合

令和4年 4月1日～令和4年9月30日	月々の負担額	労働者	900円
		事業主	1,950円
令和4年10月1日～令和5年3月31日	月々の負担額	労働者	1,500円
		事業主	2,550円

※ 労災保険料は全額事業主の負担です。